

伊勢市ネーミングライツ（命名権）の導入指針

1 趣旨

伊勢市（以下「市」という。）では、市が所有する施設の愛称を命名する権利を売却し、市の新たな財源を確保し、その対価を活用して持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図ることを目的にネーミングライツの制度を導入します。

この指針は、制度の導入にあたり市の基本的な考え方をまとめたものです。

なお、ネーミングライツ導入後は、市は愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更をせず、市議会議案などにおいて必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとします。

2 導入までの手続き

- (1) 導入施設とその導入条件の決定
- (2) 命名権者の公募
- (3) 審査会の開催
- (4) 命名権者、愛称の決定
- (5) 契約の締結
- (6) 施設表示等の変更
- (7) 新名称の使用開始

3 対象施設

多くの市民が利用し、イベントが開催されるなど、広告効果が見込める施設のうち、施設の性格上、愛称を付することが適当でないと判断されるもの（本庁舎・総合支所等の庁舎、学校、顕彰施設、歴史資料館など）を除き、対象施設を市が選定します。

4 命名権者の募集

- (1) 募集方法
募集は、原則公募とし、市のホームページや広報いせへの掲載等により行うこととします。
- (2) 募集条件
 - ア 契約期間
3年以上とします。なお、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。
 - イ 命名権料

他の類似事例を基本に、入場者数、イベントなどの利用状況などを検討し、施設ごとに目安となる金額を設定します。命名権料の用途は、施設のサービスの維持向上に向けた経費の財源とします。

ウ 命名条件

公共施設にふさわしい愛称とし、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものとします。

なお、伊勢市広告掲載要綱（平成 19 年 10 月 22 日施行）第 3 条及び伊勢市広告掲載基準（平成 19 年 10 月 22 日施行）第 4 条各号に掲げる内容の名称は除きます。詳細については募集施設ごとに定めることとします。

(3) 募集期間

原則として、1 か月以上確保することとします。

(4) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集条件を見直し、再度募集するか又は募集を取りやめます。

5 費用負担

名称の変更に伴う広告などの表示変更に係る費用負担については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、また命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担いただくものとします。

区 分	費用負担	備 考
看板の表示変更	命名権者	
道路標識の表示変更	命名権者	道路管理者と協議の上、変更可能なものに限る。
パンフレット、封筒等の印刷物、ホームページの表示変更	伊勢市	既存のものの変更分を対象とする。

6 応募資格

法人を対象とし、詳細については募集施設ごとに別途定めます。公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど、命名権を取得させることが適当でないと認められる者は除外します。

7 選定の方法

(1) 審査会による審査

審査会を設置して、応募資格、経営状況、命名権料、契約期間、愛称等から候補者としての適格性を審査するとともに、適格と認めた応募者が複

数ある場合は、その順位付けを行います。応募が、1者のみの場合も、候補者を審査します。

審査会は、伊勢市広告掲載要綱に規定する伊勢市広告審査委員会をもって充てることとします。

(2) 命名権者の決定

選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至り次第、命名権者とします。協議は、上位順位者から順次行い、合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該候補者との協議は打ち切り、次順位の候補者と協議を行います。

8 契約の締結

命名権者の決定後、市と命名権者との間で、命名権料、期間、契約解除の方法などについて契約を締結します。

なお、契約者は、契約更新の際、優先的交渉権を有することとします。

9 命名権者の決定の取消し、契約の解除

命名権者決定後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は命名権者の社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権者とするのが適当でないと認められるときは、市は命名権者の決定を取り消し、又は契約を解除することができることとします。

10 施行時期

この指針は、平成28年4月1日から施行します。